

名古屋市告示第49号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和8年2月9日

名古屋市長 広沢一郎

1 医科

医療機関名	旧	医療法人孝慈会大平病院
	新	医療法人孝慈会大平クリニック
所在地		名古屋市中川区昭和橋通9丁目78番地
変更年月日		令和7年12月11日

2 歯科

医療機関名	旧	可知デンタル・クリニック
	新	かぐや歯科
所在地		名古屋市東区東桜二丁目17番36号
変更年月日		令和7年11月12日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課